

# 不許可理由書

年 月 日

様

大阪市長

印

年 月 日付で申請のあった一般廃棄物収集運搬業  
( ) 許可申請書について、次の理由により不  
許可とする。

## 記

### 1. 不許可の理由

### 2. 教示

- (1) この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大阪市長に対して異議申立てをすることができます。（なお、通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- (2) この処分について不服がある場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この通知を受けた日（異議申立てをしたときは、決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日（異議申立てをしたときは、決定の日）から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。